

二十五 圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(資産につき除却等があった場合の引当金等の取崩し)</p> <p>10 - 1 - 2</p> <p><u>(注) 当該譲渡には、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立による資産の移転は含まれないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額)</u></p> <p>10 - 1 - 4 <u>合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)が適格組織再編成(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この章において同じ。)により被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下この章において同じ。)において圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合には、当該固定資産に係る引当金又は目的積立金の金額の引継ぎを受けたかどうかにかかわらず、当該被合併法人等において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入されないことに留意する。</u></p> <p>(返還が確定しているかどうかの判定)</p> <p>10 - 2 - 1</p> <p>.....<u>法第42条第1項(同条第5項を含む)、第43条第1項(同条第2項、第6項若しくは第8項を含む。)又は第44条第1項(同条第4項を含む。)</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(資産につき除却等があった場合の引当金等の取崩し)</p> <p>10 - 1 - 2</p> <p>(新設)</p> <p>(返還が確定しているかどうかの判定)</p> <p>10 - 2 - 1</p> <p>.....<u>法第42条第1項又は第43条第1項</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(固定資産の取得等の後に国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳)</p> <p>10 - 2 - 2</p> <p>.....法第42条第 1 項又は第 5 項.....<u>これらの規定</u>... ..</p> <p>.....</p> <p>(注)1</p> <p>.....法第42条第 1 項若しくは第 5 項又は第44条第 1 項若しくは第 4 項《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等》の規定の適用上、その圧縮限度額は、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>(固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳)</p> <p>10 - 3 - 2</p> <p>.....法第45条第 1 項又は第 5 項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》.....<u>これらの</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等)</p>	<p>(注)</p> <p>(固定資産の取得等の後に国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳)</p> <p>10 - 2 - 2</p> <p>.....法第42条第 1 項.....<u>同項の規定</u>... ..</p> <p>...</p> <p>(注)1</p> <p>.....法第42条第 1 項又は第44条第 1 項《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する圧縮限度額は、.....</p> <p>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>(固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳)</p> <p>10 - 3 - 2</p> <p>.....法第45条第 1 項《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》.....<u>同項の</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>10 - 3 - 3<u>法第45条第1項又は第5項</u>.....</p> <p>(保険金等の範囲)</p> <p>10 - 5 - 1<u>法第47条第1項又は第5項</u>.....<u>同条第1項に規定する所有固定資産</u> (以下この節において「<u>所有固定資産</u>」という。)..... <u>所有固定資産</u>.....<u>これらの</u>.....</p> <p>(1) (2) <u>所有固定資産</u>.....</p> <p>(立竹木の保険金等に係る圧縮記帳)</p> <p>10 - 5 - 1 の 2<u>同項又は第5項</u>.....<u>これらの</u>.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(圧縮記帳をする場合の滅失損の計上時期)</p> <p>10 - 5 - 2 <u>所有固定資産</u>.....</p> <p>(注) <u>適格組織再編成に係る被合併法人等が有する固定資産の滅失等があった場合において、その滅失等により支払を受ける保険金等の額につき、当該適格組織再編成に係る合併法人等が法第47条から第49条までの規定の適用を受けようとするときの被合併法人等においても、同様とする。</u></p>	<p>10 - 3 - 3<u>法第45条第1項</u>.....</p> <p>(保険金等の範囲)</p> <p>10 - 5 - 1<u>法第47条第1項</u>.....<u>固定資産</u>.....<u>固定資産</u>.....<u>同項の</u>.....</p> <p>(1) (2) <u>固定資産</u>.....</p> <p>(立竹木の保険金等に係る圧縮記帳)</p> <p>10 - 5 - 1 の 2<u>同項</u>.....<u>同項の</u>.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(圧縮記帳をする場合の滅失損の計上時期)</p> <p>10 - 5 - 2 <u>固定資産</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(同一種類かどうかの判定)</p> <p>10 - 5 - 3 法第47条第1項又は第5項.....<u>所有固定資産</u>と.....</p> <p>(代替資産の範囲)</p> <p>10 - 5 - 4<u>所有固定資産</u>が.....</p> <p>(滅失等により支出した経費の範囲)</p> <p>10 - 5 - 5<u>所有固定資産</u>..... <u>所有</u> <u>固定資産</u>.....<u>当該所有固定資産</u>..... <u>当該所有固定資産</u></p> <p>(2以上の種類の資産の滅失等により支出した共通経費)</p> <p>10 - 5 - 6<u>所有固定資産</u>.....</p> <p>(所有固定資産の滅失等により支出した経費の見積り)</p> <p>10 - 5 - 7<u>所有固定資産</u>.....<u>当該所有固定資産</u>...<u>当該所有固定資産</u>.....</p> <p>(注) 本文の取扱いにより所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額を見積って圧縮記帳の規定の適用をした固定資産を適格組織再編成により移転した場合には、当該固定資産の移転を受けた合併法人等においてその経費の額が確定したときに、その確定した日の属する事業年度でその確定した</p>	<p>(同一種類かどうかの判定)</p> <p>10 - 5 - 3 法第47条第1項.....<u>固定資産</u>と.....</p> <p>(代替資産の範囲)</p> <p>10 - 5 - 4<u>固定資産</u>が.....</p> <p>(滅失等により支出した経費の範囲)</p> <p>10 - 5 - 5<u>固定資産</u>..... <u>固定資産</u><u>当該固定資産</u>.....<u>当該固定資産</u>.....</p> <p>(2以上の種類の資産の滅失等により支出した共通経費)</p> <p>10 - 5 - 6<u>固定資産</u>.....</p> <p>(資産の滅失等により支出した経費の見積り)</p> <p>10 - 5 - 7<u>その有する固定資産</u>.....<u>当該資産</u>.....<u>当該資産</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>経費の額により調整する。</u></p> <p>(先行取得した代替資産等についての圧縮額の損金算入)</p> <p>10 - 5 - 8<u>所有固定資産</u>..... <u>法第47条第 1 項又は第 5 項</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(遊休資産の交換)</p> <p>10 - 6 - 1 法第50条第 1 項<u>又は第 5 項</u>.....</p> <p>(建設中の期間)</p> <p>10 - 6 - 1 の 2 法第50条第 1 項<u>又は第 5 項</u>.....</p> <p>(借地権の交換等)</p> <p>10 - 6 - 3 の 2<u>法第50条第 1 項又は第 5 項</u>.....</p> <p>(譲渡資産の譲渡直前の用途)</p> <p>10 - 6 - 6 法第50条第 1 項<u>又は第 5 項</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(先行取得した代替資産等についての圧縮額の損金算入)</p> <p>10 - 5 - 8<u>固定資産</u>..... <u>法第47条第 1 項</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>(遊休資産の交換)</p> <p>10 - 6 - 1 法第50条第 1 項.....</p> <p>(建設中の期間)</p> <p>10 - 6 - 1 の 2 法第50条第 1 項.....</p> <p>(借地権の交換等)</p> <p>10 - 6 - 3 の 2<u>法第50条第 1 項</u>.....</p> <p>(譲渡資産の譲渡直前の用途)</p> <p>10 - 6 - 6 法第50条第 1 項.....</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 節 特定出資により取得した有価証券の圧縮記帳</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(現物出資に代えて金銭出資の形式により資産を譲渡した場合の圧縮記帳)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p>10 - 7 - 1 <u>法人が新たに法人を設立するため現物出資をすることに代えて金銭を出資し、その所有する金銭以外の資産をその新たに設立された法人（以下この節において「新設法人」という。）に対してその設立後に譲渡した場合において、その出資及び当該資産の譲渡が次のすべてに該当するときは、その譲渡した資産を、当該法人については法第51条第1項《特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入》に規定する特定出資（以下この節において「特定出資」という。）により出資した資産とみなし、新設法人については当該特定出資により受け入れた資産とみなして、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(1) <u>当該法人が当該新設法人の設立の時ににおける発行済株式の総数又は出資金額の全額を有するものであり、かつ、その時においてその後当該新設法人の発行済株式又は出資金額の全部又は一部を有しなくなることが見込まれているものでないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該資産の譲渡がその出資の時ににおいてあらかじめ予定されていたものであり、かつ、当該新設法人の設立後遅滞なく一時に行われること。</u></p> <p>(3) <u>当該法人が国内にある資産として令第93条第1項《特定の現物出資の要件》に規定する資産を当該新設法人（外国法人に限る。）に譲渡するものでないこと。</u></p> <p>(4) <u>当該新設法人が譲渡を受けた当該資産のそれぞれについて令第93条第2項第2号《現物出資資産の受入価額》の金額に準ずる金額をその帳簿価額としたこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(借地権の設定)</p> <p>10 - 7 - 1 の 2 <u>法第51条第1項《特定の現物出資により取得した有価証券の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>圧縮額の損金算入》に規定する「金銭以外の資産の出資」には、借地権の設定（令第138条第1項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用がある設定に限る。）の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。</u></p> <p><u>10 - 7 - 1 に定める「金銭以外の資産」についても、同様とする。</u></p> <p><u>(注) この場合における当該借地権に係る令第93条第2項第2号《特定の現物出資の要件》に規定する「出資の直前の帳簿価額」及び令第94条《特定の現物出資による差益金の額》に規定する「特定出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき令第138条第1項の規定により損金の額に算入される金額をいう。</u></p> <p><u>(債務の引継ぎ)</u></p> <p><u>10 - 7 - 2 法人が資産とともにその有する債務を特定出資の対象として引き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における令第94条《特定の現物出資による差益金の額》の「特定出資に係る資産の当該特定出資の直前の帳簿価額の合計額」は、特定出資に係る資産の当該特定出資の直前の帳簿価額の合計額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。</u></p> <p><u>(注) 10 - 7 - 1 の適用を受ける場合において、新設法人が、その引継ぎを受けた資産に付した帳簿価額の合計額からその引き継いだ債務の額の合計額を控除した金額が当該新設法人の設立の時にける資本等の金額を超えるときは、その引継ぎを受けた資産のうちその超える部分に対応する部分については、10 - 7 - 1 の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(返品債権特別勘定等の引継ぎ)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p>10 - 7 - 3 <u>法人が特定出資に際して当該特定出資に係る資産とともに当該資産に係る次に掲げるような金額を新設法人に引き継いだ場合には、その引継ぎを認める。この場合において、当該新設法人が引継ぎを受けたこれらの金額については、当該新設法人がその繰入れ等をしたものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>返品債権特別勘定の金額</u></p> <p>(2) <u>補修用部品在庫調整勘定の金額</u></p> <p>(3) <u>単行本在庫調整勘定の金額</u></p> <p>(4) <u>圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u></p> <p>(注) <u>これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをしなかった金額は、特定出資をした法人において益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(引当金等の引継ぎ禁止)</u></p> <p>10 - 7 - 4 <u>次に掲げるような金額は、特定出資に際してこれを新設法人に引き継ぐことができないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額</u></p> <p>(2) <u>海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金 (特別償却準備金を含む。)の額</u></p> <p>(3) <u>保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のための特別勘定の金額</u></p> <p>(4) <u>利益積立金額</u></p> <p>(5) <u>資本積立金額</u></p> <p>(注) <u>使用人が新設法人に転籍又は出向した場合の当該使用人に係る退職給与引当金勘定の繰入れ等については、11 - 4 - 24から11 - 4 - 30まで《使用人が転籍又は出向した場合の繰入限度額等》の適用がある。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>(償却超過額がある場合等の処理)</p> <p>10 - 7 - 5 法人が特定出資をした場合において、当該特定出資の対象となつた資産の帳簿価額が税務上の帳簿価額に基づいていないときは、次に掲げる場合に応じ、次による。</p> <p>(1) 法人が当該特定出資の対象となつた資産に係る償却超過額等を含めないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額に満たない金額を基礎として当該特定出資により取得した株式（出資を含む。以下10 - 7 - 5において同じ。）の帳簿価額を計算しているときは、当該株式についてその満たない部分に相当する金額を益金の額に算入するとともに、当該償却超過額等は法人の計算にかかわらず損金の額に算入する。</p> <p>(2) 法人が当該特定出資の対象となつた資産に係る評価益の否認金等の修正をしないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額を超える金額を基礎として当該特定出資により取得した株式の圧縮記帳をしたときは、その否認金に相当する金額を当該法人の当該特定出資をした日の属する事業年度の益金の額に算入して当該否認金を消滅させる。</p>
<p>(廃 止)</p>	<p>(特定出資により取得した有価証券の圧縮記帳の経理の特例)</p> <p>10 - 7 - 6 10 - 6 - 10《交換により取得した資産の圧縮記帳の経理の特例》は、法第51条第1項《特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入》の規定を適用する場合について準用する。</p>
<p>(廃 止)</p>	<p>(特定出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p> <p>10 - 7 - 7 新設法人が特定出資により減価償却資産を受け入れた場合には、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>その資産につき耐用年数省令第3条第1項《中古資産の耐用年数等》の規定を適用することができるのであるが、出資をした法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条《特定医療用建物の割増償却等》に規定する特別償却については、たとえその適用期間が経過していない場合でも新設法人についてはその適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(国内にある事業所に属する資産の判定)</u></p> <p><u>10 - 7 - 8 令第93条第1項《特定の現物出資の要件》に規定する「国内にある事業所に属する資産」に該当するかどうかは、原則として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記帳されているかにより判定するものとする。</u></p> <p><u>ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な資産管理が行われていたと認められる資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(持株割合が95%未満となることを見込まれていることの意義)</u></p> <p><u>10 - 7 - 9 令第93条第2項第3号《特定の現物出資の要件》に規定する「当該新設法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の95未満となることを見込まれているもの」とは、例えば、同号に規定する新設法人の設立時において、あらかじめ他の法人に吸収合併されることを予定した当該新設法人の設立や他の法人の資本参加を予定した当該新設法人の設立がこれに該当する。</u></p>